

○飯南町看護師確保対策就業支度金支給要綱

(平成 23 年 12 月 28 日告示第 97 号)

(目的)

第 1 条 飯南病院の看護師の確保及び充実に資することを目的として、飯南病院に勤務しようとする者に対し町が交付する「飯南町看護師確保対策就業支度金」(以下「支度金」という。)は、飯南町補助金交付規則(平成 17 年飯南町規則第 33 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(支給の対象者)

第 2 条 支度金の支給対象者は、看護師の資格を有し、飯南病院に勤務しようとする者であって、次の各号に該当しない者とする。

- (1) 既に看護師(臨時的任用職員及び非常勤職員として 3 ヶ月以上勤務していない者)は除く。)として飯南病院に勤務している者
- (2) 過去に看護師(臨時的任用職員及び非常勤職員として 3 ヶ月以上勤務していない者)は除く。)として飯南病院に勤務していた者であって、その退職後 3 年を経過していない者
- (3) 飯南町医療従事者確保対策助成金条例(平成 22 年飯南町条例第 36 号。)の規定により、助成金を受けた者で、返還の命令を受けていない者
- (4) 臨時的任用職員及び非常勤職員として勤務しようとする者
- (5) 既にこの要綱の規定により支度金の支給を受けた者
- (6) 既に飯南町内に居住し 3 ヶ月以上経過した者
- (7) 新たに飯南町内に居住しない者

(支給の額)

第 3 条 支度金の額は、50 万円とする。

(支給の申請)

第 4 条 規則第 5 条による支度金の支給の申請をしようとする者が町長へ提出する申請書の様式は様式第 1 号のとおりとし、町長が毎年度別に定める日までに提出するものとする。

2 前項の規定に定める様式の連帯保証人は次に該当する者とする。

- (1) 債務が発生した場合に保証しうる能力(給与所得等の課税される所得)があること。
- (2) 市区町村税を完納していること。

(支給の決定)

第 5 条 町長は、支度金支給の申請があった場合は内容を審査し、その結果を申請人に対し支度金審査結果通知書(様式第 2 号)により通知を行うものとする。

(支度金の請求及び支給)

第6条 支度金支給の決定を受けた者は、支度金請求書(様式第3号)に誓約書(様式第4号)を添え、町長が毎年度別に定める日までに提出するものとする。

2 町長は前項の請求書の提出を受けたときは、支給額全額を一括して、町長が指定する日に支払うものとする。

(支給の取消)

第7条 町長は支給を決定してから、支給する日までの間に、支度金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給を取消し、支度金支給取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(1) 採用される日までの間に、採用を辞退し、又は採用を取消されたとき。

(2) 支度金の支給を受ける者が死亡したとき。

(支度金の返還)

第8条 町長は、支度金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、支度金返還命令書(様式第6号)により、支給額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 採用される日までの間に、採用を辞退し、又は採用を取消されたとき。

(2) 採用される日までの間に、死亡したとき。

(3) 採用されて業務に従事し、3年間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定による分限休職、法第29条第1項の規定による懲戒停職及び地方公務員法の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業期間を除く。以下同じ。)を経過するまでの間に次のいずれかに該当したとき。

ア 本人の都合により退職したとき。

イ 法第28条第1項の規定による分限免職の処分を受けたとき。

ウ 法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けたとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する場合は支給額の全額とする。

3 第1項第3号に該当する場合は、支給額を36で除して得た額(端数切上げ)に、36月から業務に従事した月数(月の途中で退職し、又は免職の処分を受けたときは、1月と換算する。)を控除した月数を乗じて得た金額とする。

4 第1項の規定により支度金の返還の命令を受けた者は、返還命令を受けた日の属する月の翌月末日までに返還決定額の全額を返還するものとする。

(支度金返還の特例)

第9条 返還の命令を受けた者は、前条第4項の規定にかかわらず、災害、疾病その他やむを得ない事由により支度金を返還することが著しく困難であると町長が認めるときは返還の特例を受けることができる。

2 返還の命令を受けた者が前項の規定により支度金返還の特例を受けようとするときは、支度金返還命令を受けた日、若しくは、当該事由が発生した日から1

4日以内に支度金返還特例申請書(様式第7号)を提出して町長の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定により返還の特例の承認を受けた者が、承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、支度金返還方法変更申請書(様式第8号)を提出して町長の承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い(支払期限は、返還の命令を受けた日の属する月の翌月から起算して3カ月以内)、年賦(返還命令を受けた日の次の3月末日)、半年賦(返還命令を受けた日の次の3月末日若しくは9月末日のいずれか早い日から毎9月末日及び毎3月末日)若しくは月賦(返還命令を受けた日の属する月の翌月末から毎月末)の均等返還のいずれかとし、均等返還の期間は5年を超えることはできない。

(支度金返還の猶予)

第10条 返還の命令を受けた者は、前2条の規定にかかわらず、災害、疾病その他やむを得ない事由により支度金を返還することが困難であると町長が認めるときは当該事由が継続する期間、返還債務の額の返還を猶予することができる。

- 2 返還の命令を受けた者が前項の規定により支度金返還の猶予を受けようとするときは、支度金返還命令を受けた日、若しくは、当該事由が発生した日から14日以内に支度金返還猶予申請書(様式第9号)を提出して町長の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定により返還猶予の承認を受けた者は、当該事由が継続している期間は、毎年2回、9月末日及び3月末日までに前項の支度金返還猶予申請書を提出しなければならない。

- 4 第2項の規定により返還猶予の承認を受けた者は、当該事由が消滅した場合には、速やかに支度金返還猶予辞退届(様式第10号)を提出しなければならない。

(支度金返還の免除)

第11条 町長は、支度金の支給を受けた者が次の各号に該当するときは、支度金の返還を免除することができる。

- (1) 第8条第1項第3号に規定する期間中に死亡したとき。
- (2) 公務に起因する心身の故障により業務を継続することが困難になったとき。
- (3) 町長が特別の事由があると認めるとき。

(延滞金)

第12条 返還の命令を受けた者は、正当な理由がなく返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの

日数に応じ、返還すべき額につき年 15 パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

(補則)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。